

議会基本条例策定代表者会議

○平成27年5月18日（月曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 16名

座 長 森 戸 洋 子 議員

副 座 長 宮 下 誠 議員

中 山 克 己 議員

鈴 木 成 夫 議員

片 山 薫 議員

露 口 哲 治 議員

小 林 正 樹 議員

百 瀬 和 浩 議員

五十嵐 京 子 議員

湯 沢 綾 子 議員

白 井 亨 議員

林 倫 子 議員

渡 辺 ふき子 議員

斎 藤 康 夫 議員

水 上 洋 志 議員

板 倉 真 也 議員

欠席議員 0名

事務局職員出席者

議会事務局長 加 藤 明 彦

議会事務局長 小 林 大 治

庶務調査係長 清 水 伸 悟

庶務調査係 前 坂 悟 史

午前10時05分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開催いたします。

お手元に次第がございますので、次第に沿って進めてまいります。

1番、素案たたき台についてということで、前回まで逐条解説の協議をしてまいりました。その中で、皆さんから頂いたご意見をもとに、更に正副座長、事務局で精査をしたところでございます。本日は、その逐条解説について進めていきたいと思っております。

まず、前文ですけれども、前文はまあ、全体を協議してから、逐条解説を検討するというようにしていたと思いますが、今日、皆さんにご提案したいのは、正副座長としては、前文については逐条解説は要らないのではないかと考えております。前文の解説は、あまり載せるとまた議論になって終わらなくなるということはないんでしょうけれ

ども、議論になるかなということもありまして、これは、前文なしということはどうだろうかというのが、まず冒頭のご提案であります。その点はいかがでしょうか、今、私が言ったことは。

前文はいかがですか。逐条解説なしでいいですか。

○片山議員 1班で議論したときにも、前文の逐条解説は作るの難しいという議論にはなっていたんですけども、ただ、市民に見てもらった場合、パブリックコメントというか、市民説明会とかそういうときに、何らかの質疑というか、これはどういうことなのかということは、多分、問われるだろうなという気はしております。

それで、何か、こういった議論があったというような報告書的なものというのは、いつごろ、その市民説明会なりパブリックコメント、示せるときに見せるのか、見せられるような形にするのか、何かしら手元にあるような形にできるのかという

ことを、ちょっと、事務局的にもどう考えているのか、確認しておきたいと思っています。

○森戸座長 前文を市民に示すということですか。

○片山議員 逐条解説がないわけですので、パブリックコメントのときには前文も含めて全部示すわけですから、そのときに、やはり、ある程度解説がないということもあっての質問というか、疑問の声というのは、多少、挙がってくるだろうなと思っているので、何らかの、こういう議論があったというような報告的なものがまとめられるかどうかというのを聞いておきたいと思っていますところ。

○森戸座長 私の方で答えますか。

では、次長、お願いします。

○小林議会事務局次長 まだ、具体的に市民説明会、パブリックコメント、どういったものを用いるのは、これから党派代表者会議の中、作業部会を含めて作っていただくものと思いますけれども、通常、それに当たりましては、この間の議論の経過とか、ここに至った背景、そういったものをまず説明した上で、条文の方を出して行って、パブリックコメントをするなり、市民説明会で意見を頂く、そういった形になりますので、当然、この間の経過とか背景というのは説明する何かしらのものを作る必要はあると考えているところがございます。

○斎藤議員 そういうお答えだったんですけども、結構、その作業って難しいのかなということで、例えば、会議録はあるわけですよね。それをまとめるにしても、誰がどういう形でまとめるか、まとめた結果を要約するということが大変なので、議事録があるからという形で、あとは、この前文の文字で判断していただくしかないと思っていますよ。例えば、どういう議論があったかということを説明できるようにということですけども、それはもう議事録の中から、誰かが何かを精査して、それを作らなければいけない

わけですね。そうすると、良くも悪くもどういう形にしても、必ずその人の主観が入る形になるわけですね。その作業は、私は、現実的にはできないのではないかと考えていまして、そのときには、会議録を提示できるような形で、その中から市民の皆さんにもご理解いただく。多分、かなり長いものになって大変な作業だとは思いますが、でも、正確な事実を伝えるのはその方がいいのではないかなと、私は思います。

○森戸座長 どうでしょうか。議論の経過を述べるというのはなかなか厳しいものがあるなど。では、どこの議論から進めていくかと考えると、じゃあ、4年前の議会運営委員会の議論から始まるかなとか思うと、ちょっと厳しいなと思うんですけど。

○宮下議員 大枠の議論を一つの短い文章にまとめようとする、やはり、今の斎藤議員のおっしゃるようなことになるのかなとされていて、だから、事実関係を、例えば、何年何月にどのような陳情が出たとか、何年何月にこういう策定代表者会議が立ち上がったとか、事実関係を端的にまとめて述べると。例えば、精神をうたうとか、背景といってもいろいろな捉え方があるので、そういうのをやり出すと意見がまとまらないし、それをまとめたのが、この前文のところだと思うので、事実関係を端的にまとめて、それを表現するというのでいいんじゃないですか。

○森戸座長 まあ、そうですね。ただ、何年に陳情が出ていて、それも大変だと。だから、少なくとも前文とはどういうものなのかということですよ。長年、小金井市議会が培ってきた議会改革について、更に今後、福祉の増進を目指して……、じゃないな、ちょっと前言撤回します。そういうのとはちょっと違いますね。

○板倉議員 私も、斎藤議員の意見がすごく分かりやすいですね。片山議員のお気持ちはよく分かるんですけども、この前文のところはいろいろ

るな議論があって、それぞれの会派なり議員の考え方でいろいろ、交錯した部分でもあります。それをまとめていくというのは、ちょっと至難の業だなと私も考えているんですね。

ですから、私は、正副座長の提案でいくのが妥当かなと考えます。

○五十嵐議員 前文がないとか、なかなか説明しにくいとかいうのは分かります。ただ、1班の中で話が出たのは、逐条解説は逐条解説として、多分、この条文を作っていく経過を報告書的にまとめを作るといった話があったと思っていて、それがいつごろになるのかなということも、私たちとしてもつかんでおきたいというのがありますし、あまり、この前文の、具体的に何がどうあったということだけではなくて、報告書全体がどのようにできるのかということ、ちょっと説明していただけるとありがたいなと思います。

○森戸座長 まだ、報告書までどうするかという話はしていないんですね。ただ、条例提出するときに一定、報告書を提出するときになるのかなと。報告書というのは全体が終了するときですね。ですから、そのときにどのように書いていくかということだと思っただけですね。

ある意味、前文というのは、市民に市議会としての姿勢や決意と言ったらちょっと大きな話になるかもしれませんが、そういうものを明らかにしていくということだと思っただけなので、それは、条例提案のときに、ここはそういうことを書いて示しているものです、ぐらいの説明になるのかも知れませんが、逐条解説では、ちょっとどうなのかなということですね。

○五十嵐議員 そうすると、いわゆる報告書というのは、パブリックコメントやら市民説明会やら、全部終わった後の最後のまとめみたいな感じになるというイメージなんですか。

○森戸座長 私はそのようにイメージしてはいたんですが、皆さんはいかがでしょう。各委員会で

行う普通の調査結果報告書、そういうものだと捉えていたんですが、皆さんが違っておっしゃるとしたら、もう一回議論をしなければいけないなと思っています。

○五十嵐議員 違うと言うよりも、ある意味、そのイメージがつかみにくかったので、逐条に解説できない部分は報告書の中に載ってくるのかなという、そうした漠然とした、勝手なイメージをこっちも抱いていたこともあって、別に、こうあるんだろうとか、こうあるべきだとかかと思っただけではなくて、1班の中では、多分、私だけではなくて、そのようにイメージを持っている方もいたのではないかなということで、ちょっと、それで伺っただけです。それならそれでということ判断していけばいいのかなと思いますけれども。

○片山議員 先ほど、次長が説明されたような形で、市民説明会なりパブリックコメントのときに何らかの説明的なものというか、そういったものは作る用意があるということをおっしゃっていたんですが、それは報告書とはちょっと別になるということなのかの確認と、あと、斎藤議員が議事録を、大変だけど見てくれみたいなお話なんですけれども、確かにそうなんですけど、やはり、市民説明会のときに、ある程度ざっくりした説明が必要だと思ったので、先ほど座長が多少、まとめられましたけれども、こういった姿勢を示すものなんだとか、そういったものでもいいんですが、そういった確認だけは、何かしておいた方がいいのかなと思って、ちょっと確認したかったということがあります。

○小林議会事務局次長 事務局としては、まだそちらの議論をしていませんので、こういったものを作るとか、そういったことを言える立場ではないんですけれども、何かしら説明会をするのであれば、そういった資料もあっても良いのではないかなという意味で、ちょっと申し上げたまででござ

います。

○森戸座長 確かに、説明会だとかパブリックコメントには、前文はこういうものですよということを解説はしなければいけないと思うんですね。ただ、それを逐条解説として載せるのかどうかなんです。逐条は要らないでいいんですか。では、その説明の中で説明していくということで、どうでしょう。市民説明会や、パブリックコメントはもうそのままになってしまいますから、市民説明会ですよ。

○宮下議員 すみません、この策定代表者会議を立ち上げる一番最初のときに、確か、目的を文章化しようということで、本当に短い文章だったんですけれども、これで丸一日議論したんですよ。単に、この議会基本条例の策定代表者会議を立ち上げるという、ただそれだけのために、短文の短い文章で目標、何のためにというのを、その短い文章があって、それを合意形成するのに丸一日かかったということもあって、ちなみに、それを読むと、2013年10月30日、最終の最終とちょっとメモがあるんですけど、小金井市議会は、これまでも議会改革を進めてきた。市長と対等な議会としての権能を高め、市民に分かりやすく開かれた議会を目指し、既存の申合せ事項と会議規則との整合及び見直しも図りつつ、市民福祉の更なる向上に寄与するため、議会の最高規範となる議会基本条例を策定すると、この文章を決めるのに丸一日かかっています。夕方ぐらいまで、確かかかったと思いますので、せめて、このぐらいの内容ぐらいは、一応、合意形成しているので、説明の文章の中に入っても、恐らく、斎藤議員も異論がないのではないかと思います。

○森戸座長 そうですね。今、副座長がおっしゃったように、最初の立ち上げのときの申合せ、何か、すっかりどこかに行っているんですけども。

○宮下議員 正式な記録はあると思います。

○森戸座長 そうですね。そういうことを説明会

などでは述べるということで、いかがでしょうか。

いいですか。では、それでいくということで、基本的には載せないということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのようにしたいと思います。

では、続いて、第1条から確認をしていきます。第1条、第2条は、4月27日に確定しておりますので、これはこれでいきたいと思います。確定したのはゴシック体で書かれているということで、明朝体で書かれていて下線文のところを訂正するというようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、第3条であります。事務局から説明をお願いいたします。

○小林議会事務局次長 第3条でございます。こちらにつきましては、文章の構成、言い回しを含めまして、いったん、正副座長で持ち帰りの上、本日、再確認をいただきたいといったところで、前回、終わっているものでございまして、文章を読み上げさせていただきます。議会運営の原則についての考え方を明らかにするとともに、運営の根拠として、条例及び会議規則を規定しています。この、「及び会議規則」というところを加えてございます。また、議会の内規として要綱のほか申合せも定めています。前回、この1文にまとめるところでございますが、条例及び会議規則というところで1段落、そして、内規としての要綱のほか申合せということで、2段階の書き方にさせていただいたのが正副座長案でございます。

○森戸座長 ということで、若干、変更させていただきました。何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、確定してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、確定いたしました。

続きまして、第4条であります。前回もかなり

議論になったところであります。

次長、説明をお願いいたします。

○**小林議会議務局次長** 第4条でございます。こちらにつきましては、引き続き、条例本体の方の議論という言葉と質疑という言葉について、一番左の下の方に、5月11日のご意見を載せさせていただいております。もう一度、会派の方で持ち帰りとしていただいたところでございますが、それを受けて、正副座長としても、若干、質疑、議論という結論を得る上で、逐条の方も若干、ちょっと修正したものを、本日、提案させていただいております。

ちょっと読ませていただきます。①議会は、議案または請願及び陳情を審議、審査するに当たり、議会としての機能を発揮するため、様々な立場の議員が公平な発言の機会を認め合い、自由闊達な議論を尽くし、よりよい合意形成を図っていくことを定めています。委員会においては、自己の考えを自由に表明でき、活発な審査を行っております。こちらは、前回提案したところでございますが、その次に、1班の作業部会の解説案の中から、質疑の目的は、議題に供されている事項への疑義ということで、質疑のことを引用させていただき、それに続きまして、疑義を正すことであり、そのルールは会議規則第53条に規定されていますという形で、1班の説明をここに使わせていただいております。

続きまして、議会では議員の公平な質疑の場の保障の点から、決算特別委員会ならびに予算特別委員会（当初予算）では議長を除く全議員が出席することとしていますというところでございます。

②といたしまして、議会は、お互いに相手の意見を聞き合い論点を整理し、合意形成に努めなければなりません。そのための手段として議会では、議会運営委員会、委員会協議会、議員提出議案の審査等で議員間の自由闊達な議論ができることを明記しましたとしたところでございます。最終的

に、議論と質疑についてのまとめを、本日、いただきたいというところでございます。

○**森戸座長** ということで、1班の皆さんから、やはり、会議規則第53条についてはうたった方がいいということがありました。1班の解説を入れた方がいいということがありましたので、議論としつつ、質疑の目的はということで、全て書いてもいいんですけども、あまり長くなってもいけないのかなというのがあります。会議規則第53条に規定されていますということで、質疑についてのルールを明記したということですね。

また、1班の皆さんから、決算特別委員会、予算特別委員会は全議員が出席するというので、これは入れておいた方がいいのかなと。議会によっては、厚生文教委員会所管事項とか、総務企画委員会所管事項に予算を分けて議論する議会もあって、そういう意味では、全議員が質疑をすることになっていないところもあるので、そういう意味では、全議員に質疑を保障するという具体的な中身かなと思っていますので、こういう形で載せる、もしくは、これも囲みですよ、実際のところでは、違いますか。これは、じゃあ、このままということですね。ということですが、

まず、第1項から、各会派持ち帰っていただいておりますので、ご意見をいただければと思います。どうか。（「正副が持ち帰って今回の提案ということですが」と呼ぶ者あり）各会派も持ち帰って検討してほしいということになっています。

○**五十嵐議員** 一定、当会派の中でも意見交換をさせていただきました。

質疑という言葉が議論に変えることに関しては、やはり、議論というのが非常に、ある意味漠然としているというか、広すぎるというイメージがあります。やはり、質疑という言葉が議論に変えるのは疑念が残るというのが、意見交換した結果

です。

それで、前回の、いろいろ、さまざまな意見交換の中で、質疑だけではなくて討論もあるという言い方がございましたので、例えば、質疑という言い方のほかに、討論という言葉をつけ加えるというのはありかなという思いはあるんですが、質疑という言葉で議論に変えるというのは、ちょっと、根本的なところでやはり疑念が残るということですので、一応、会派としてはそういう見解だということを申し上げておきたいと思います。

○森戸座長 それでは、順番に自民党からお願いします。

○中山議員 自民党では、ちょっと意見がまとまらなかったんですけども、要は、基本的には、まず議会というのは当局が提出してくる議案に対して質疑を行って、採決の判断をしていくというところがメインのプロセスになっていくというところでありますので、そこの基本的な部分のところの原則の意見もありまして、ちょっとまとまらなかったというのが、自民党の会派意見です。

○水上議員 質疑を議論に変えるということで、私たちはいいのではないかと考えております。前回の代表者会議でも意見を述べましたけれども、条文全体の流れから見たときに、やはり、自由で公平な議論の場を保障するという流れで書いた方がいいだろうということと、あと、質疑というのは、あくまで限定的なことを指しているの、討論を含めて、包括的な言い方をするとすると、議論というのがふさわしいと。客観的な議会活動に照らしても、このように変えた方が正確ではないかということで、議論としていいのではないかと考えております。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 我々も、前回、言ってきたとおり、質疑の中で議決をしていくという大原則があるというところは変わらないところでありますけれども、ここまでのお互いの議論の中で、そういった

状況が分かった上であれば、正副座長案、全体が一致するのであれば賛成していくというところがあります。

○森戸座長 民主党。

○鈴木議員 議会基本条例ですので、定義があいまいになるという部分に、若干の心配な部分があるということでもあります。これは、全体が一致していく方向でということが望ましいんですけども、議論ということで定義を広げてしまうということについては、賛成できないという意見であります。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 生活者ネットワークとしては、議論というように文言を変えていいのではないかと考えています。

公明党もおっしゃったように、質疑が大前提にあるということはもちろんだと思うんですけども、この議会基本条例を作っていくというのは、やはり、その先のことも見越して、自由闊達な意見交換をしながら、また、部局にも確認をしながら、市民にとって何がいいのかということ合意形成していくために、この基本条例を作るんだというような大前提があると思いますので、大原則はもちろん、しっかりと確認をしながら、その先も見据えて、議論という包括的な言葉でまとめているのではないかと考えています。

○森戸座長 リベラル保守の会。

○百瀬議員 全体で議論ということでまとめることができるならば、特に異論はないんですが、やはり、大きく広げる、先ほど鈴木議員の方からお話があったような懸念も私、持っていて、できれば質疑というものは、逐条を含めて何らかの形で、質疑が中心であるということは残すべきなのかなと。前回、お話ししたように、質疑を中心とした議論とか、質疑等に基づいた議論という形に、何らかの形でその質疑というのが残せればいいなどは考えております。非常に難しいなという

中で、全体にまとまる方向で考えていきたいと思
います。

○森戸座長 改革連合はもうおっしゃったわけ
ですよ。

市民自治。

○片山議員 私も、林議員が先ほどおっしゃった
ように、先を見越しての議論ということで、でき
れば一番いいなと思っているんですけども、た
だ、全体で合意できるような形でまとめていった
方がいいなとは思っています。

ただ、この正副座長案、非常に、いろいろ考え
ながらまとめてくださっていると思うので、でき
ればこういった形でまとめながらいけるといいか
などは思っております。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 私は、前回も言っているように、こ
れは議論とすべきと考えております。

この第4条で何を言いたいのか。皆さん、質疑
という言葉を使うということであれば、質疑だけ
保障すればいいのかということになるわけですよ
ね。議会の権能として、議会でやらなければいけ
ないのは、この前も質疑と質問は違うと、一般質
問も含めて、討論もあると。なおかつ、国会の場
では立法の府と言われてはいますが、市議会
が立法の府かどうか分かりませんが、議員
提案ということもできて、その議員の提案の中で
質疑もすれば答弁もあるという形の中で、質疑だ
けでは、ごく一部の限定的な議会としての活動、
それをここで出してきてどういう意味があるのか。
もし、であれば、今まで言った質問や討議や立法
に関して、もう全て条文に入れなければいけない
ということになると思いますので、逆に、質疑だ
けでいいという方であれば、そういう言葉を使う
のであれば、そのほかのことについてもどのよう
に条文として整理したらいいのか、是非、ご提案
いただければと思います。

○森戸座長 小金井自由民主。

○露口議員 私は、この部分での内容についての、
何か疑問点みたいなものがあるんですが、この部
分のところでは、私、皆さんの協議の内容の中で
の時間帯に、多分、欠席しているのかもしれない
ので、十分に把握しておりません。そういう意味
では、できるだけ皆さんの納得する形というのが
望ましいんですが、前回もちょっと、このところ
で単純な質問もして、議員の中からもご説明を
賜ったんですけども、まだ質疑、議論というもの
の、質疑が消えた部分というのが、いまひとつ
ずとんと納得できていないというのは、実際にあ
ります。議案に対しても、あるいは、請願・陳情
に対しても、質疑から始まっていくというのが当
然の議会なのかなと思っております。その他にも、
もちろん、今までご指摘いただいたような議員提
案でのいろいろなことがあるとか、それから、
作業部会の方でも、当初は、細か過ぎるとは言わ
れましたけれども、質疑の内容にも触れているそ
して、正副座長案、今回の場合も、質疑の目的は
ということを出ているわけですから、それでいい
だろうということで皆さんが納得するのだったら、
私はそれですとします。ただ、感覚的には、いま
ひとつ、ちょっと腑に落ちていないというのが私
の考えです。

○白井議員 小金井をおもしろくする会としては、
前回も申しましたが、議論という言葉の方がいい
と思っております。

やはり、包括的な意味合いで、質疑を含めた議
論をするということ、その場を保障するという形
の方が適切かなと思っております。

質疑というのは、確かにルール上は質疑という
ことになると思うんですけども、それは、実質、
議論をするために、ルールを作る上で質疑となら
ざるを得ないからそうしているだけであって、
我々は、議論を尽くして意思決定をするというこ
とを考えると、やらないといけないのは議論であ
ると。その場を保障するという記載の方が、実

際、議会として適切だと思います。

○森戸座長 ありがとうございます。

ちょっと意見が、かなり分かれているかなと思います。ちょっと、折衷案として、五十嵐議員からは、質疑及び討論としてはどうかということ、それから、百瀬議員からは、質疑を中心とした議論という言い方でもいいのではないかということがあったかと思いますが、議論を尽くすと言っていることからすると、その議論の場を保障していくというのは、条文上の流れとしてはあるのかなと。ただ、その議論が漠然としているということであれば、質疑、討論などの議論の場を保障するとか、そういう言い方でもいいのではないかと思います。

ただ、修正案も議論ですから、条例案に対する修正案、これを保障するという話だと思える。ただ、全部並べると大変だから、その解説は逐条解説で書くにしても、主なものとして、質疑及び討論など、議論の場を保障することも一つではあるかなと思うんですけどね。

だから、その漠然としたものを逐条解説などもう少し具体的に書いていくということもできると思うので、条例が漠然としているから、それはおかしいということにはならないのではないかなと思うので、その辺りは、どうでしょうか、折衷案的に。

○小林議員 正副座長の案を尊重できるようになればそうしていきたいところではありますけれども、今、皆さんの意見を聞いている中で、将来を見越してというご意見も何党派からありまして、そうなると、やっぱり、そこは、それこそ議論が尽くされていない部分なのかなと思って、今の段階で、そこを議論していける状況でなければ、一致していくのは難しい状況なのかなと、そのご意見からは伺えました。

○五十嵐議員 やはり、議論という言葉が入ると、どうしても広さが気になるという感じがします。

それで、そもそもが、前文のところで、議論を尽くしようというのがあるわけですから、それをもとにして、具体的な条文に入っていくことになるだろうと思いますので、ここの条文だけではなくて、議員提案のこととか、いろいろなことが、その後の条文にも出てくるわけですから、ここは、やはり基本的な議事機関としての意思決定に当たってはという、その前の第4条の文章にあるとおり、やはり、質疑が中心だろうと思います。

それで、質疑や討論などの議論という言い方になると、またそこであいまいな部分が出てくるというのは、やはり、問題の解消にはなっていないという感じがします。

だから、質疑だけではなく討論もあるという言い方であれば、質疑もあり、討論もありということまでは納得しますが、修正案を出すということも、最終的にはそこでの話す場面というのは質疑だと思うんですね。質疑、討論で結論を出すということなんだと思うので、やはり、議論という中に込められている自由な発言という意味で言えば、やはり、形としては質疑、討論という形に集約されていくだろうと思っていますので、議論という言葉を使うのは、やはり、いかがかなと思います。

○斎藤議員 私、先ほど質疑、質問、討論、立法という形での議員の提案と言いましたが、そのほかに、意見書とか決議とかで、ちょっと、まだ忘れてることがあるかもしれないですよ。何でここだけで質疑にこだわるのか、私には全く分からなくて、議会の議員の権能、議会が公平で自由にやらなければいけないものというのは、もう全て、それは必要だと思うんです。

であれば、元々、それは大前提で、前文で示されているということであれば、第4条自体が要らないという形になるのか、そこまで考えて前文を作り込むとか、また、この第4条で本当に何が言いたいのか、質疑の保障だけでいいのか、他のも

のは保障されなくていいのかと。逆に言うと、この第4条があることによってですね。そういう解釈だってできなくはないわけです。

議論という言葉がふさわしくないのであれば、議会の権能をあらわす言葉を何か提案していただければ、それには乗れるかもしれませんけれども、質疑という言葉に限定することには、私は、今の段階ではどう考えても賛成はできません。

○五十嵐議員 前回も申し上げたと思いますけれども、いろいろな議論の場面があるけれども、最終的に、議会が市民のために責任を取る場面というのは、やはり議決なんだと思うんです。意見書であっても決議であっても、提案される人に質疑をして、討論をして、そこで議決に行くわけですから、この一番大事な場面の質疑、それから討論というところは、やはり、ちゃんと明確にしておくべきかと思っています。

だから、議論を否定しているわけではなくて、最終場面の重要性がここに込められているのではないかという考え方から、私は、質疑と討論にこだわっていますので、それは、前にも申し上げましたけれども、そこはちょっと、考え方は変わっていないと思います。

○斎藤議員 そのお話は、私も何度かお聞きしているんですけども、ですから、最終的に議決するのはもちろんそうですけれども、一つの案件、一つの議案に対しては確かにそうですけれども、議員から提案することもありますし、議会でやることは、市長から求められて議決をするということだけではなくて、もっと能動的に動くものもあるわけです。質疑というのは、あくまでも、提案されたものに対して、それに対して疑義を正していくということだけであって、議員自らが提案することが含まれていないんです。私は、逆に言って、それが一番大事なのが議会であると。市議会であってもそうだと思いますし、国会であれば、それが議員の本来の仕事であるということである

とすれば、本来の仕事の部分を省略するということが、私には全く理解ができません。

○森戸座長 五十嵐議員が議決を大事にされるのは、私も同じなんですけど、そうだとしたら、この文章はちょっとなじまないんですね。もし、そこをおっしゃるとしたら、議員の公平で自由な、例えば、質疑の場を保障し、議事機関として最善の意思決定を行わなければならないという文章であれば、それは議決機関としての議会の役割ということになると思うんですが、これは、そうではなく、議論、討議を保障しようと、質疑なり、そういうものを保障していこうというところの条文ですから、ちょっと、そこは、おっしゃっていることは、もし入れるとしたら、議会運営の原則の中に、市議会はその議論を尽くし、最善の意思決定としての議決を行うことというのを、例えば、議会運営の原則の中に盛り込むということはあると思うんですね。しかし、ここはそうではなく、質疑や討議を保障する、討論など、全体として議論を尽くすことの規定でありますから、ちょっと、そこは、前回からおっしゃっていることをここに盛り込んでいく、その目的を盛り込んでいくというのは、意味が違ってくるのかなと思うんです。

必要であれば、こちらの議会運営の原則にそういうことを盛り込むということもあるのではないかと思います。

○五十嵐議員 必要であれば、そういう条例の変更も検討すべきかと思います。

ただ、いずれにしても、皆さんがおっしゃっている議論の保障というのは、もっと広い言い方で、ある意味、前文に書かれていることなんですね。前文に書かれていることを、それを具体化されて条文というのは作られていくんだろうと思うんです。それが、また条文のところで、非常に漠然とした自由闊達な議論みたいな話になってくるのは、この条例を作る構成としてもどうなのかなという思いはやっぱりあるんですね。

だから、前回は申し上げたように、私の意図としては、議決機関としての議会の責任というものがあるのか、それは、また条文の作り込みの中で検討の余地はあるかなと思いますけれども、ただ、そういうことをやっている時間があるかということは、この時点でちょっと不安でありますけれども。

○斎藤議員 そうしましたら、形の上では議論という形にして、逐条解説の中で、質疑の保障に関して明確に定めていくということでどうでしょうか。

そのほかに、私は、議員提案、ここに定められているとはいえ、例えば、意見書や決議なども、小金井市は多分、ほかの議会と比べると自由にできるようなになっていると思いますので、それはもう、質疑だけではないので、議論という形をちょっと譲っていただいて、逐条解説の中に細かく規定したらどうでしょうか。

○宮下議員 今の斎藤議員の意見に反対するわけではないんですけれども、整理する意味で、意見書とか決議というのは、議員案として出るわけです。それに対する質疑が行われるわけなので、結局、意見書とか決議そのものというのは、議員案、議案という形になるんだと思うんですね。だから、一般質問というのは、またちょっとくくりが違ってくると思うんですね。討論とか、その辺はちょっと種類が違うと思うんですけれども、ちょっと、意見書とか決議というのは、やっぱり議員案とか議案という提案されたものに対する質疑が保障されているという流れになると思うので、ちょっと、そこのところはほかと一緒にするのは正確ではないと思うんですけれども。

○斎藤議員 保障されるべきは、質疑だけではなくて、そういった提案そのものも保障されないといけないでしょう。決議にしろ、意見書にしろ、議員案の条例にしろ、全て提案権があるわけですから、その提案自体も保障されなければならない

と私は考えるんですけれども。

○森戸座長 例えば、さっき申し上げたように、議決機関としての議会の責任があるということと、質疑を保障するということとは、ちょっと別の性格を持っているなと思っています。

今の議論の中で、やっぱり、議会運営の原則に議論を尽くして、議論と言うのかどうか分からないですけれども、議会として意思決定を行うということが必要なかなと、私は、ちょっと今、聞いていて思ったんですね。

だから、公開性を第一に持ってきているわけですが、どこに持ってくるかはあると思うんですが、議事機関としての役割を發揮するため、議会として最善の意思決定ができるように努めるみたいなことになるのか、そういうことを第3条で入れ、第4条は、百瀬議員からあった、質疑を中心とした議論の場を保障するというので、その議論の場については、今、斎藤議員からもいろいろご意見があったんですが、もうちょっと、議論とは何かということを経験して、逐条で解説するというのでどうなんでしょうか。質疑を中心とした議論ということ。

○五十嵐議員 二つありまして、一つは、議決機関としての責任というのを盛り込むのは、新たに盛り込むことはいいかなと思います。ただ、案を見せていただかないと、これでいいとはなかなか言いにくいところもありますけれども。

ただ、もう一つの疑念は、やっぱり、条文そのものが非常にあいまいに、捉え方の幅が広がるというのは、条文の作り込みとしてどうなのかなという疑念もあります。それが、逐条で解説すればいいということになるのかどうなのかというのは、ちょっと、その2点の問題点があるかなと思っています。今、即答ができるような状況ではありませんけれども、示していただくなり示していただいて議論することもやぶさかではないかなと。

○斎藤議員 質疑は大事ですし、費やしている時

間も確かに多いと思います。でも、これは議会としての必要条件であって、十分条件ではないんですよ。議会でやられなければいけないことの一部をここで書いているわけで、私は、必要条件全体を押さえておかなければ、限定列挙をすると漏れが出てくるわけです。だから、できるだけ限定列挙というのは、ほかのことでもしない方がいいと思っていまして、私は、あくまでもこれは議論という形で、それで、行っていることが特定できないということであれば、逐条解説で行うということが至当なところだと思っ、再度発言いたします。

○森戸座長 そうしましたら、ちょっと、昼休み中に何とか作ってみたいと思いますので。（「3条もということでしょう」と呼ぶ者あり）そうです、第3条第1号を付け加えるということで、議論の場、先ほど言った、質疑を中心としたというのがいいのか、質疑及び討論など、議論の場を保障しなければならぬというふうにしていくのか、そこはちょっと検討させていただいて、逐条解説をもう少し付け加えるということですね。

ちょっと休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時57分開議

○森戸座長 再開いたします。

それでは、第4条は保留にいたしまして、第5条に入りたいと思います。

では、次長から説明をお願いいたします。

○小林議会事務局次長 第5条につきましては、前回、ご議論いただいたところでございますが、こちらについては、逐条解説、条文の1号、2号をそのまま逐条的には文章でつなげるしかないのかなという形でご了解いただいたところございまして、それを直して成文といたしました。読ませさせていただきます。

議員としての基本姿勢、議会活動における原則

を定めたものです。

議員は、市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指すこと。活発な調査活動に基づき、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう定めますと。これが、1号、2号をまとめてございます。

3号として、また、平成7年に制定した小金井市議会議員の政治倫理に関する条例を守るべきことと定めていますというのが、逐条解説でございます。

そして、もう一つ、ご意見がございました、下の囲みで書く部分の、小金井市議会の実績の次の〇のところですけども、議員提出のというのを加えまして、議員提出の政策的条例の事例といたしました。そして、小金井市情報公開条例の全部改正が一つの大きな動きだったということで、そこが入るまで、その前例の期間を10年ちょっと延ばしまして、小金井市情報公開条例の全部改正とその平成15年の小金井市まちをきれいにする条例の一部を改正する条例も実績として追加したところでございます。

○森戸座長 ということですが、何かありますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、確定させていただきました。

次に、第6条は確定してございまして、第7条の会派の第4項です。

○小林議会事務局次長 第7条でございます。こちらは、4号につきまして、正副座長で持ち帰りさせていただきまして、再確認といたしました。読ませさせていただきます。

議会の申合せ事項に基づき、会派代表者会議（会派間の協議を行う場）への全会派の出席、本会議及び委員会での発言機会（会派の人数にかかわらず、一般質問は毎定例会ごとに1人1時間、

委員会では質疑において制限時間はありません。など)において、会派の構成人数で不平等が生じないように定めていますということで、具体的例として、括弧内に少しボリュームを持たせたといったところでございます。

○森戸座長 偏りのない、公平性の確保の問題をどう表現するかというところかなと思うんですが、下線部にあるような、毎定例会ごと、一般質問は1人1時間、委員会では質疑において制限時間はありませんと、これは要らなければ要らないでいいんですが。会派の人数に関係なく時間制限はありませんか、そっちの方がいいですか。(「時間制限はというところがどうなんですか」と呼ぶ者あり)会派の人数にかかわらず、時間の制限はありません。そうですね、そういうことなんです。会派の人数にかかわらず(「会派の人数による時間制限は設けていません」と呼ぶ者あり)そうですね。会派の人数による時間制限は設けていませんということで、いかがでしょうか。今、五十嵐議員が提案されたように、委員会では質疑において会派の人数による時間制限は設けていませんということですね。よろしいでしょうか。

○片山議員 今の、それはそれでいいんですけども、その後の、などというのが、やっぱりちょっと。最初の1班の提案でもなどというのは入れであるんですけども、こういう形でなどというのはすごく目立つなと思って、どういう想定をされて書いてあるのかを、ちょっと確認しておきたいと思います。

○森戸座長 ほかに何かあるけれども、すぐに思いつけないので。代表質問の場合もあるよね。

○小林議会事務局次長 具体例としてここに入れざるを得なかったんですけども、具体例を挙げますと、先ほど、斎藤議員がおっしゃっていたこととか、もうちょっと考えると、かなりいろいろなことを書かざるを得なくなってしまうので、あまり等とかなどは使わない方針なんですけ

れども、これぐらい、幾つ書くのかによっても、などは必要なのかなというのが、確か、正副座長との議論のときに話したと思います。

○森戸座長 だから、時間制限はありません。そのほかにもと書きますか。などと、これだけ入ってしまうと、時間制限はありません、なども、ちょっと日本語上おかしいので、確かに、などだけここにあると、何なのという話になるかなと。

などを取りますか。設けていない、など。設けていませんではなくて、でいいですか。時間制限は設けていない、など。片山議員、いかがですか、違和感は。

○片山議員 私も、などで想定されていくことなどを、あまりきちんと全体を把握していなかったものですから、これは何ですかと聞かれたときにどのように説明するかなと思ってお聞きしたことなものですから、書き方については、そういった、文章的なもので整理していけばいいかなと思っているんですけども、ここに書けなかった、代表的な事例ではないものというのがどういうものかというのが、どこかに、報告になるのか、何かに残っていればいいかなと思っています。

○森戸座長 では、これでよろしいですか、今の変更で。

それでは、第4項がまとまりましたので、第7条は確定ということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ご異議なしと認めます。

次に、第8条は、これは全て確定いたしました。第9条です。次長、お願いします。

○小林議会事務局次長 第9条につきましては、説明文の中での文言を合わせたものと、若干、文章の移動を行ったものでございまして、正副座長で持ち帰りまして再提案ということで、読ませていただきます。

①議会は、市長から提案された議案について誠実に審議するとともに、各々の議員が市民との懇

談などの手段により意見を聴く機会を設けるよう定めています。ここの部分の、市民との懇談などの手段により意見を聴く機会を設けるというのは、第3号の説明にある部分と表現を合わせてございます。

また、前回、議会においても必要にというところだったんですけれども、こちらは、3月6日の会議の中で、各々の議員のことを逐条解説で説明ということでございましたので、前回、議会においても必要に応じてというところは取るということでございましたので、取ってございません。

②、請願及び陳情を市民からの政策提案と位置付け、議会の審議において誠実に審査することを定めています。具体的な手法として、提案者の意見を聴く機会を設けることを定めており、これまでも、有志の議員で懇談を行っています。また、希望すれば審査前の委員会協議会において意見陳述を行うことができますといたしまして、こちらの、これまでも有志の議員で懇談を行っていますという部分につきまして、作業1班の方のご意見もございまして、③に書いてあったものを②に移させていただいて、ここに入れたものでございます。

③、議員又は委員会が条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、各々の議員が、市民との懇談などの手段により意見を聴く機会を設けるよう定めています。こちらは、前回の議論で、条例等といった部分を加えさせていただいております。

そして、第9条につきましては、前回、確認いただいたところでございますが、条文の方につきましても、変更を加えておりましたので、確認させていただきます。

読ませていただきます。第9条第3項。議会は、議員又は委員会が条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、次を加えてございます。必要

に応じて、市民との懇談などの手段により意見を聴く機会を設けるものとする。ものとするという言い回しにつきましては、第1項、第2項に合わせまして、よう努めるとなっていたものを、設けるものとするといった形で、前回、ご了解いただいたことの再確認とさせていただいてございます。

○森戸座長 ありがとうございます。

第1項からなんですけれども、市民との懇談などの手段により意見を聴く機会を設けるよう定めると変えるということでありませぬ。これはよろしいですか。

○白井議員 これを読んで、気になったので一応確認するんですが、今回、出されているこの正副座長案、特に①と③なんですけれども、これは結局、主語が、各々の議員がということになっていきますよね。条文が、冒頭が議会はとなっておりますので、これは整合性が取れるでしょうか。要するに、条文は、議会は設けるものとするとなっているのに、結局、逐条で書いているのは、各々の議員がとなっているのは、議会が設けるものとするということとそごがあるのではないかと感じたんですが、どういう解釈をすればいいですか。

○小林議会事務局次長 前回、こちらにつきましても議論をいただいたところでございます。

こちらが、条文が議会はとなっておりますが、平成27年3月6日の代表者会議において、第9条に規定するものにおいては、議会ということを主語にしているが、小金井市議会として全体で対応するのではなく、個々の議員等で対応するものとして、逐条解説で説明することとしたと、こういった経過がありまして、前回、一定協議させていただいて、あえて、最初は議会においても必要に応じてというのがあったんですけれども、そこを取って、逐条解説の中で各々の議員ということをあえて強調したというところでございます。

○森戸座長 この議会はというのは、それこそ、

非常にあいまいなところの議会だということを確認したかなと思っているんですね。だから、議会として正式な委員会やそういうところで意見を聴くと。これは不一致だったと思うんです。しかし、議員が行う活動も議会なんだろうということで、それは議案に沿ったり、請願・陳情に沿ったりということがあるので、特にここは、第1項は議案はと書いてありますので、そういう意味では、議会ということで、これは、各々の議員であって、議会全体でのものではないんだということを、逐条解説で述べた方がいいということで、この逐条解説は各々の議員がとなっているのかなと思うんですね。

だから、何となく矛盾している、議会は、と最初来て、後半は各々の議員がとなっているというのは、確かに分かりづらいところがあるかなと思うので、切るかですよ。議会は、こうこう、こう誠実に審議する。また、各々の議員が市民との何とかを定めているとした方が分かりやすいかなという気はしますね。共にでつなげてしまうと、議会が主語になっているから、最後の述語も「議会は、」がかかってしまうようになりますよね。そこは分けた方がいいのかなと思うんですが。

そういうことですよ、白井議員がおっしゃるのは。ここは分けますか。

個人的には、議会全体が意見を聴く場を設けるべきだと思うんですが、そこは一致しなかったの。いかがでしょうか、文章を分けるということ。

休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時22分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、いろいろと議論したんですが、白井議員、このままでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、第1項はこのままでいくと。片山議員から、また、いろいろ市民から出されたときに考えるというのもあるということでしたので、それはそのようになるかもしれませんので。(「それはおかしい」と呼ぶ者あり)それはおかしい。もし、そういう疑問があるのだったら先に直さなければいけないと、中山議員のご意見ですね。

では、今の片山議員のはご意見としてあるということ。

○中山議員 もちろん、期限が限られている中で策定していかなければいけないんですけども、これは、制定した後で直すということは可能かもしれませんが、とりあえず、今、直さないといけないという思いがある方はご発言いただいて直しをおかないと、すぐに直すとか、市民からパブリックコメントをもらってこう言われたからとか、その議論はまた後でやっていくんでしょうけれども、なかなか難しくなっていくと思いますので、時間は限られていますけれども、ご意見があればご発言しておいた方がよろしいかと思います。

○森戸座長 そういうご意見があります。

今の段階では、これでいいということによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 中山議員のご意見はそのとおりだと思いますので。

では、第1項はこれでいきたいと思います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第2項です。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 異議なし。では、これでいきます。

第3項。これも、各々の議員がということになりましたが、よろしいですか。囲みで、請願・陳情の制度を解説するということですね。これもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第9条は確定いたしました。

続きまして、飛びまして、ほぼ終わったかな。そこだけでしたか。終わりましたね。第4条が残っていますけどね。

そうしましたら、大体、ほぼ終わりました。第4条はちょっと残しておくんですが、いったん保留にして、代表者会議を休憩します。

午前11時26分休憩

午後1時15分開議

○森戸座長 再開いたします。

午前中に引き続き、議会基本条例の協議を進めていきます。

昼休憩に、副座長の方で大変ご苦労いただきまして、先ほどの第4条の絡みで、第3条も含めた条文を作成していただきました。ただ、時間がなくて、正副座長の議論はできておりませんで、あくまでも副座長のたたき台ということでもあります。プロジェクターを使わせていただいておりますので、ユーストリーム中継をご覧の皆さん、ちょっと見られないと思いますが、よろしく願いいたします。

副座長から説明してもらった方がいいですよ。

○宮下議員 そこに書いてあるとおりなんですけれども、先に、第4条の方を、さっきの森戸座長の最後のまとめのあれを参考にして、公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならないとして、今度、すみません、第3条の方で、そこに行くに当たって、議会が議決機関であるということをきちんとうたうべきであるという、五十嵐議員のご意見もここに入れて、今ある第3条第1号(1)の部分、若干、上の部分を付け足しまして、市民を代表する唯一の議決機関であることを自覚し、適切な判断と責任ある活動を行いという文を足して、この後は、元々の条文にある公開性、公正性をより一層確保し、市民に信頼さ

れる議会を目指すこととつなげました。

今の、赤字で付け足したところなんですけれども、大町市というところの議会基本条例に繰返し出てくることが、議決責任とか、繰返し出てくるんですけれども、そのうちの部分的に流用させてもらって、今回のこのたたき台を作ったということでもあります。

○森戸座長 ありがとうございます。一応、副座長としてはこういう提案ですが。

そうすると、第3条から見ていきますか。副座長提案は、第1号に、公開性とともなまとめられたということでもあります。まず、第1号一つにまとめていかどうかなんですけど、どうでしょうか。それとも、切ってもいいかなとは思ったんですけどね。責任ある活動を行うものとする。第1号を、それを持ってくると。(「途中で切るんですか」と呼ぶ者あり)切る。適切な判断と責任ある活動を行うものとする。で、改行してもらって。行うこと、そうですね。それを2とする。

適切な判断というのは、ちょっと、適切というのは使っていないので、例えば、最善の判断と責任ある活動。適切はどこかで削除したんですよ。なので、何が適切かって、それぞれ立場が違うことによってというのがあって、最善。本来は、議論を尽くして最善の判断を行うみたいな感じかなと思うんですが、市民を代表する唯一の議決権であることを自覚し、最善の判断と責任ある活動を行う。責任ある活動を取るかですね。最善の判断を行うことというのは、議会の運営ですから。

五十嵐議員がおっしゃりたいことはこのことだったかなと思うんですね。いかがでしょうか。

○五十嵐議員 一つはこのことですね。大町市から借りてきたということで、私も大町市の条文を見ましたけれども、大町市の条文は、1号、2号一緒になっていて、結構長いんですけど、それで1文になっているんですね。

それで、さっきみたいな感じでもいいかなと思

っているんですけども。

ただ、責任ある活動というのは入った方がいいような気がしています。

○森戸座長 すみません、白井議員、責任ある活動を入れてということですか。

どちらでも。皆さん、いかがでしょうか。

これが入っていれば、議決機関としての役割があるよということが表明できるのではということですか。だから、議論ということがあっても、質疑ということで議決をあらわすことにはならないというか。

○宮下議員 一応、セットで条文をいじっているから、上をやって、下をやったという、順番はいいんですけども、ちょっと、セットで最終的には考えることになるかなと思います。

○五十嵐議員 それで、第4条の方を見ていただきたいんですが、私は、るる申し上げたとおり、本当は質疑にこだわっています。ただ、先ほどの議論の中で、質疑を中心とした議論といった表現ではどうかとか、質疑や討論を中心とした議論といったかな、何かそういう案が出てきましたよね。本当は、ここで議論という言葉あまり持つてくるのはどうかという思いがあるんですが、先ほどの、ここでの議論を踏まえて、ちょっと妥協策として譲ろうかなという気持ちの中で、このぐらいは表現してほしいということと、ここで妥協することになっても、第3条の方でちょっと責任というのが出てくるからいいかなということでのセットなので、そのように。

それで、ちょっと、条文の作りから言うと、第1項と第2項がありますが、第1項は、やはり、議事機関として、その意思決定に当たってはという前段がありますので、意思決定を前提とした議論になるわけですから、それはやはり、質疑というように出すのが適当ではないかと私は思っているんですね。第2項としては、議員間での討議という言い方になりますので、やはり、議論する仕

方として、第1項と第2項は使い分けしていると読みましたので、やはり、質疑という言葉は入れたいと。質疑という言葉を入れるのに、それだけではという皆さんの反論がありますので、妥協策としてのこの表現ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○森戸座長 今、五十嵐議員からそういうお話でしたが、いかがでしょうか。

○片山議員 第3条の方では、議決機関となっていて、こちらの第4条では議事機関となっているんですけども、これは、こういった形でよろしいのでしょうか。ちょっと、議事機関と議決機関のあれがよく分からないんですが。

○森戸座長 ここで言いたいのは、議決機関としての意味ですね、第3条第1項は。（「ここで言いたいのは議決なんです」と呼ぶ者あり）ですよ。議事機関というのは、議決だけではなくて、確か、議事機関という、議会用語で言うと、ほかのものもあるわけですよ。議決機関であり、それから、小金井市という一つのものを代表する機関でもあり、市民を代表する機関でもありとか、何かそういうものではなかったんですか。

ちょっと休憩します。

午後1時27分休憩

午後1時48分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、協議会の中でいろいろ議論いたしまして、第4条と第3条の条文を変更する。第3条第1項に、先ほど、副座長から提案していただいたものを、若干変更いたしまして、第1号に、市民を代表する唯一の議事機関であることを自覚し、最善の判断と責任ある活動を行うことを盛り込むと。それで、第4条には、議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては、議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならないということで、いろいろなご意見がありまし

たが、このようにまとめていきたいと思っております。

ただ、いろんなご意見がありましたので、これを持ち帰っていただいて、次の全議員懇談会のときに、各会派の皆さんのご意向をいただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで、第4条の協議は終了いたしました。若干、これを変えると、逐条解説も入れ込まないといけないところがあります。これはどうしましょうか。1班に……。 (「正副で」と呼ぶ者あり) 正副座長でちょっと協議をして、入れ込ませていただくということよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、そのようにしたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議会基本条例策定代表者会議は、皆さんのご協力によりまして、ほぼ、99%固めることができました。ご協力ありがとうございました。

以上で、議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

午後1時50分閉会